



2026年2月27日

各位

会社名                    メディカル・データ・ビジョン株式会社  
代表者名                代表取締役社長                岩崎 博之  
                              (コード番号：3902 東証プライム)  
問合せ先                執行役員経営企画本部長 小倉 健次  
                              (TEL. 03 - 5283 - 6911)

### 株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、株式併合、単元株式数の定め、廃止及び定款の一部変更について、2026年3月24日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2026年3月24日から2026年4月23日までの間、整理銘柄に指定された後、2026年4月24日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

### 記

## 第1 株式併合について

### 1. 株式併合の目的及び理由

2025年12月15日付で公表いたしました「日本生命保険相互会社における当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨並びに会社分割（簡易吸収分割）による子会社への事業承継及び当該子会社の株式譲渡に関するお知らせ」（その後の変更を含み、総称して以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）に記載のとおり、日本生命保険相互会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年12月15日に、東京証券取引所プライム市場に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といい、当社株式及び本新株予約権（注1）を総称して、以下「当社株券等」といいます。）の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、当社株券等の全て（但し、当社が所有する自己株式及び当社のその他の関係会社であり筆頭株主であるSBIホールディングス株式会社（以下「本不応募合意株主」といいます。）が所有する当社株式（以下「本不応募株式」といいます。）を除きます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定しております。

（注1） 「本新株予約権」とは、以下の新株予約権を総称していいます。

① 2023年3月13日開催の当社取締役会決議を経て発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月1日から2033年4月27日まで）

② 2024年3月11日開催の当社取締役会決議を経て発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2026年4月1日から2034年4月25日まで）

そして、当社が2026年2月4日付で公表いたしました「日本生命保険相互会社による当社株券等に対する公開買付けの結果並びに親会社、主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は2025年12月16日から2026年2月3日まで本公開買付けを行い、その結果、2026年2月9日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式20,082,496株（所有割合（注2）：52.34%）を保有するに至りました。

（注2） 所有割合とは、当社が2025年11月14日に公表した「2025年12月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「当社決算短信」といいます。）に記載された2025年9月30日現在の発行済株式総数（40,027,526株）から同日現在の当社が所有する自己株式数（2,170,748株）を控除し、同日現在残存する本新株予約権の目的となる株式数（510,600株）（注3）を加算した株式数（38,367,378株）（以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下、所有割合の計算において同じとします。）をいいます。

（注3） 2025年9月30日現在残存する本新株予約権の数の内訳は以下のとおりです。

名称	個数	目的となる当社株式の数
第4回新株予約権	3,706個	370,600株
第5回新株予約権	1,400個	140,000株
計	5,106個	510,600株

本公開買付け並びに当社の株主（当社を除きます。）を公開買付者及び不応募合意株主（以下、総称して「本存続予定株主」といいます。）のみとするための株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を含む本取引の目的及び背景の詳細は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおりですが、以下に改めてその概要を申し上げます。なお、以下に記載のうち公開買付者に関する記述は、公開買付者から受けた説明に基づくものです。

当社は、2025年4月23日、事業会社（以下「A社」といいます。なお、当該会社は公開買付者ではありません。）から当社との組織再編取引をすることに関心を示した提案書を受領いたしました。

当社は、かかる提案を受けた後、直ちに、当社グループ及びA社からの独立性に問題がないことを確認のうえ、熊谷・田中・津田法律事務所（以下「熊谷・田中・津田」といいます。）をリーガル・アドバイザーとして起用するとともに、熊谷・田中・津田による法的助言を受けつつ、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り慎重に検討を行った結果、A社からの当該提案は一定程度の具体性、目的の正当性及び実現可能性を伴う真摯な提案と認められたため、当社の企業価値の向上及び株主利益の最大化の観点から、複数候補の提案を比較検討した上で、より優れた条件の提案を検討することを目的として、A社に加え、当社事業に関連する候補者、当社事業の拡大・運営に興味を持つと考えられる候補者を対象とした入札手続を実施することが望ましいとの結論に至りました。

そこで、当社グループ、本第二次候補者（以下に定義します。）及びSBIホールディングスからの

独立性に問題がないことを確認の上、2025年5月30日にSBI証券（注4）。をファイナンシャル・アドバイザーとして起用し、入札手続に向けた具体的な検討及び協議を開始し、同年6月6日以降、A社に加え、公開買付者及び事業会社の計5社に対して、当社に対して関心を寄せた背景及び目的、想定取引ストラクチャー、取引の経済条件、取引実施後の経営方針並びに取引の対価の支払いに係る資金調達方法等について記載した初期的意向表明書を提出するよう求める第一次入札プロセス（以下「本第一次入札プロセス」といいます。）を開始しました。かかる候補者については、初期的に複数の企業を対象とした上で、当社事業との関連性、上場企業等への投資実績、医療データ事業に対する関心度等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、同年6月中旬までに5社を選定したものです。その結果、同年7月11日までに、全ての候補者から法的拘束力のない初期的意向表明書（以下「第一次意向表明書」といいます。）を受領しました。また、同時期に、岩崎氏から当社のカルテコ事業（データネットワークサービスに属する「カルテコ」に関する事業をいいます。以下同じです。）に関する権利義務（当社が保有するセンシングの株式を含み、以下「譲渡対象事業」といいます。）を承継・取得する取引（以下「本後続取引」といいます。）の提案を受けたことから、譲渡対象事業を除く当社の事業に関して入札手続を実施することが望ましいとの結論に至りました。

（注4） SBI証券の完全親会社であるSBIホールディングスは、当社株式14,507,214株（2025年9月30日現在の議決権比率37.81%）を保有する大株主であることから、SBI証券を起用することには利益相反のおそれがあると考えられますが、SBI証券から当社に対して、（a）SBI証券は当社のみアドバイザーとして関与すること、（b）SBIホールディングスは独自に公開買付者と本公開買付けに応募せず、本株式併合の効力発生後に当社が実施する自己株式取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じて本不応募株式を売却すること等を内容に含む不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）に関する交渉を行い、SBI証券はこれに関与しないこと、（c）SBI証券とSBIホールディングスの間で情報遮断等の処置を講じること等により、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、（d）SBI証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめること等、利益相反関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨が説明され、また、熊谷・田中・津田からの、かかる独立性や利益相反の点に関し、上記の措置を講じることが義務付けられることを前提とすれば、当社における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとはいえないとの法的助言も踏まえ、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーに起用しました。なお、当社がSBI証券から受けた説明によれば、上記（c）に関して、具体的には、SBI証券とSBIホールディングスは、SBI証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及びSBIホールディングスとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのことです。

第一次意向表明書のうち2社からの提案については、他の候補者からの提案に比較して明らかに価格条件が劣後していたことから、当社は、公開買付者及びA社を含む計3社を候補者（以下、かかる3社を「本第二次候補者」といいます。）とした上、同年9月中旬から第二次入札に向けた手続を進めることとしました。

同時に、本取引に向けた検討を本格化するため、同年7月14日開催の取締役会において、当社グループ、本第二次候補者及びSBIホールディングス（本取引の成立に重要な影響を与えることを考慮したためです。）からの独立性に問題がないことを改めて確認の上、本取引に係る当社のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券（注5）。を、本取引に係る当社の第三者算定機関として株

式会社赤坂国際会計（以下「赤坂国際会計」といいます。）を、本取引に係る当社のリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田をそれぞれ選任することを承認し、熊谷・田中・津田から受けた本取引に関する意思決定の過程、方法その他の本取引に関する留意点等についての法的助言を踏まえ、当社グループの企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内における検討体制の構築を開始いたしました。

(注5) SBI証券の報酬には、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行や仮に本取引が不成立となった場合に当社に相応の金銭負担が生じる報酬体系の是非等を勘案し、成功報酬が含まれていることをもってSBI証券の独立性が否定されるわけではないと判断しております。また、当社は、SBI証券の本取引からの独立性に関しては、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反関係を排除又は遮断する措置及び熊谷・田中・津田からの法的助言も踏まえ、実際にSBI証券とのアドバイザー・サービス契約において上記措置を講じることを規定した上で、本特別委員会の承認も経て、SBI証券をファイナンシャル・アドバイザーに選任することといたしました。

また、当社は、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注6)や支配株主による従属会社の買収取引にも該当しませんが、第一次意向表明書は当社株式の非公開化を伴う提案を含むものであったことから、熊谷・田中・津田の助言を踏まえ、企業買収行動指針及び経済産業省が2019年6月28日に公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」(以下「公正M&A指針」といいます。)に則り、本取引に関する当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保する観点から、2025年7月14日開催の当社取締役会決議により、当社グループ、公開買付者を含む本第二次候補者、SBIホールディングス及び本取引の成否のいずれからも独立した当社の独立社外役員3名(中村隆夫氏(当社社外取締役、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外取締役(監査等委員)、株式会社Lightblue社外取締役)、香月壯一氏(当社社外取締役、株式会社ココレポート社外取締役)及び高木政秋氏(当社常勤社外監査役、公認会計士)(注7))によって構成される特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置いたしました。本特別委員会の設置等の経緯、具体的な諮問事項、検討の経緯及び判断内容については、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

(注6) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け(公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって公開買付対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。)をいいます。

(注7) 公正M&A指針において、特別委員会の構成員は、原則として社外取締役を選任することが望ましいとされていますが、当社社外取締役である加藤祐子氏は、本特別委員会の設置当時、当社社外取締役への就任からの期間が3ヶ月と当社の経営に関与した期間が短いこと等を考慮し、より当社の状況を熟知した常勤社外監査役である高木政秋氏を本特別委員会の委員に選任することとしました。

なお、当社は、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、2025年7月14日に開催された特別委員会において、本取引に係る当社のファイナンシャル・アドバイザーとしてSBI証券を、第三者算定機関として赤坂国際会計を、リーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任することについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、承認を受けております。また、本特別委員会は、同日開催の特別委員会において、独自のリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業（以下「西村あさひ」といいます。）を選任するとともに、SBI証券及び赤坂国際会計から本特別委員会も専門的助言を受けることを承認しております。

その後、第一次意向表明書が公開された情報に基づく提案であったことから、当社は、本第二次候補者から提案された第一次意向表明書の内容のうち、特に取引の経済条件について、当社の現在の財務状況及び将来計画を根拠とした現実的な実現可能性及び精度の高い提案内容として確認を行うことを目的として、2025年8月5日以降、本第二次候補者に対して、当社に関心を寄せた背景及び目的、想定取引ストラクチャー、取引の経済条件、取引実施後の経営方針並びに取引の対価の支払いに係る資金調達方法等について記載した法的拘束力のない追加意向表明書（以下「追加意向表明書」といいます。）を提出するよう求めるプロセスを開始しました。かかるプロセスにおいては、同年8月4日開催の取締役会において、岩崎氏から提案を受けた譲渡対象事業の分離・譲渡による財務体質の改善、また、足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえた当社の2026年12月期から2030年12月期までの5期分の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）を当社取締役、執行役員及び従業員で組成されたチームで策定しており、その後、当社の取締役会及び本特別委員会における検討を経て承認の上、本第二次候補者に対する開示及び説明を行い、また、本第二次候補者による当社へのマネジメント・インタビューを実施し、その結果、同年9月2日までに、公開買付者及びA社を含む計3社から追加意向表明書を受領しました。

なお、本事業計画については、当社から本特別委員会の各委員に対して随時説明を行っており、2025年8月4日に開催された本特別委員会において、過度に保守的なものではなく、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立したプロジェクトチーム（当社の役職員4名で構成されており、取締役事業企画本部長である柳澤卓二氏を含みます。以下「本プロジェクトチーム」といいます。）によって作成されており、岩崎氏及びSBI証券は本事業計画の作成に一切関与していない等、策定に至る経緯・過程を踏まえ、内容に特段不合理な点は認められないとの確認を得ています。

その後、当社は、追加意向表明書の内容について、本特別委員会にも意見を求めつつ、当社の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行った結果、スキームとしての実現可能性や確実性、シナジー効果の具体性、また、企業価値向上に直結するであろう将来性・発展性といった諸点において、また、提案価格においても、A社以外の事業会社（以下「B社」といいます。）及び公開買付者からの提案が優れていたことから、本第二次候補者のうち、公開買付者及びB社の2社を最終入札の候補として選定の上、当社に対するデュー・ディリジェンス等の機会を与えることが望ましいと判断し、同年9月8日開催の取締役会にて了承を得るとともに、同日開催の本特別委員会

において審議・検討を行い、かかる方針について承認を得ました。

これを受けて、当社は、同年9月12日以降、法的拘束力のある最終提案書（以下「最終意向表明書」といいます。）の提出等を求める第二次入札プロセス（以下「本第二次入札プロセス」といいます。）を開始し、公開買付者及びB社の2社に対して、両者の公平性・公正性や競争法に係るいわゆるガン・ジャンピング(注8)規制に留意しつつ、当社に対する事業、財務、税務、法務、人事・労務、IT・システム等に関する本格的なデュー・ディリジェンスや当社の経営陣及び実務者へのインタビュー等の機会を提供しました。かかるプロセスを経た結果、最終意向表明書の提出期限として定めた同年11月12日までに、当社は、公開買付者及びB社の2社から、上記デュー・ディリジェンスや面談等の結果等を踏まえた法的拘束力のある最終意向表明書を受領しました。

(注8) 「ガン・ジャンピング」とは、M&A取引において、企業結合が法的に承認される前に、当事会社間の価格や顧客との取引条件等の競争上の機微情報の交換を行い、事業者間の公正な競争を阻害するような事業の統合・協調を図る行為のことであります。

公開買付者からは、本公開買付けに係る買付価格（以下「本公開買付価格」といいます。）等の諸条件について、本公開買付価格を1,310円～1,410円（第二次意向表明書の提出日の前営業日である2025年11月11日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値460円に対して184.78～206.52%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値456円に対して187.28～209.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値536円に対して144.40～163.06%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値481円に対して172.35～193.14%のプレミアムを加えた価格）として、法的拘束力のある第二次意向表明書を受領いたしました。これに対し、同日に、当社及び本特別委員会は、公開買付者からの最終意向表明書においては本公開買付のスキームについて柔軟に検討する意向が示されたことから、SBIホールディングスにおいて、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用され、これに伴い一定の税務メリットが発生することが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に係る取得価格（以下「本自己株式取得価格」といいます。）を仮にSBIホールディングスが本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が同額となる金額を基準として設定しつつ、本自己株式取得価格を抑え、当社の少数株主の皆様への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるストラクチャーについて、その採用を検討するよう公開買付者に要請しました。

上記のプロセスにもかかわらず、既に最終意向表明書の提出期限が終了した後の同年11月14日、突如として、B社から、当社の本プロジェクトチーム宛て電子メールにて修正版の最終意向表明書（以下「B社修正版最終意向表明書」といいます。）が送付され、当社はこれを受信いたしました。このため、当社は、同日開催の当社取締役会及び本特別委員会において審議・検討を行い、B社修正版最終意向表明書については、法的拘束力が付与されているものの、企業買収行動指針に記載される真摯な提案であること及び最終かつ最良の提案であることの確認を行う必要があること、また、株主利益を確保した上で本第二次入札プロセスにおける候補者間の取扱いを公平にするためには、公開買付者に対して再提案の機会を与えることが望ましいと判断しました。これを受けて、当社は、B社に対して、B社修正版最終意向表明書が最終かつ最良の提案であることを複数回にわたって確認を得るとともに、公開買付者に対しては、同年11月14日、同年11月21日までを提出期限として、自己株式取得併用ストラクチャーの採用やその他諸条件に関する再提案の可否について打診し

ました。

その後、同年 11 月 21 日に同日開催の取締役会に先んじ、公開買付者から、1 株当たりの株式価値を 1,500 円（提案日の前営業日である 2025 年 11 月 20 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 468 円に対して 220.51%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 453 円に対して 231.13%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 527 円に対して 184.63%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 484 円に対して 209.92%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格については、1 円とすること及び自己株式取得併用ストラクチャーについて採用可能である旨の内容を含んだ最終意向表明書を受領したことから、当社は、公開買付者及び B 社から提出された各最終意向表明書の内容について当社の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行った結果、公開買付者から提示された本公開買付価格及び株式価値評価額が B 社から提示された公開買付価格及び株式価値評価額を上回るものであり、当社の株主利益の確保に繋がると評価できたこと等を含めて総合的に判断し、同年 11 月 21 日開催の取締役会において、公開買付者を最終候補者として選定した後、公開買付者と優先的に協議を行い、公開買付者との速やかな本取引の公表を目指すことが当社の企業価値の向上及び株主利益の確保に資すると考えたことから、当社は公開買付者に対し、同年 11 月 21 日、本取引の公表時期として当社が想定していたスケジュールを踏まえ 2026 年 1 月 21 日までを独占協議期間とする独占協議権を付与いたしました。

なお、かかる最終候補者の選定及び方針については、同日開催の本特別委員会において報告の上、承認を得ています。

独占協議権を付与した後、当社は、2025 年 11 月 27 日開催の特別委員会において、本特別委員会から公開買付者に対して、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等や更なる公開買付価格の引上げの余地がないか確認を行う質問状を送ることとしました。当社は同年 12 月 4 日に公開買付者から回答を受領し、同年 12 月 5 日開催の特別委員会において、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等について確認し、公開買付者からは本公開買付価格の引上げの余地がないことについての回答を受領し、本公開買付価格の引上げの余地がないことについて確認いたしました。また、当社は、2025 年 12 月 10 日に、公開買付者にみなし配当の額を計算するために必要な情報を提供し、公開買付者から、本自己株式取得が行われた場合の SBI ホールディングスの税引後手取り額として計算される金額が、仮に SBI ホールディングスが本公開買付けに応じた場合に得られる税引後手取り額と同額となるよう算出された本公開買付価格が 1,693 円、本自己株式取得価格が 1,189 円となることを確認いたしました。

以上の経緯の下で、当社は、2025 年 12 月 15 日開催の取締役会において、熊谷・田中・津田から受けた法的助言、SBI 証券から受けた財務的見地からの助言及び赤坂国際会計より 2025 年 12 月 12 日付で取得した当社株式に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（赤坂国際会計）」といいます。）及び本公開買付価格の公正性に関する意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から 2025 年 12 月 12 日付で取得した答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値の向上に資するか否か、及び本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか否かについて、慎重に検討・協議を行いました。

その結果、当社としても、以下のとおり、本取引は当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

当社が本取引によって実現可能と考える具体的なシナジーは、以下のとおりです。

#### ア．公開買付者グループの保有する医療機関ネットワークに対する経営支援・業務支援のクロスセル

公開買付者は、全国 4.8 万人の営業職員、108 の支社、1,440 の拠点、約 300 名の法人営業担当者で営業体制を構築しております。さらに、200 以上の企業・自治体・保険者等に対し、ヘルスケアサービスの提供を行っている上、国内に 1,519 万人の顧客基盤、取引企業数 34.8 万社を有し、47 都道府県・295 市町村との連携協定を結んでおります。また、公開買付者グループのニッセイ情報テクノロジー株式会社の主要取引先として約 1,700 の医療機関ネットワークや株式会社ニチイホールディングスの約 7,000 の契約医療機関を有しています。公開買付者グループとの連携により当社の営業体制の強化と取引先の拡大が図れるとともに、経営支援・業務支援のクロスセルを考えております。

#### イ．「ニッセイ医療費白書」を起点とする“公開買付者ならではの自治体支援モデル”の確立

「ニッセイ医療費白書」は、国が推進する E B P M (注 9) の起点として、医療費や健康関連データの現状を可視化する重要な役割を担っております。「ニッセイ医療費白書」を基盤に、データ分析から健康施策の立案、さらに施策の実効化や行動変容支援までを一気通貫で提供するモデルの構築を目指します。単なるデータ提示にとどまらず、地域住民の健康リテラシー向上や P H R の普及活動を通じて、生活習慣の改善や予防行動の促進を後押しします。結果として、個人の健康意識を高め、地域全体での行動変容を実現することが可能と考えております。

(注 9) 「E B P M」とは、Evidence Based Policy Making の略で、証拠に基づく政策立案のことを指し、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠 (エビデンス) に基づくものとすることです。

#### ウ．企業・保険者向けの人的資本経営支援サービスなどサービスの高度化

これまで当社が収集・蓄積した大規模診療データベースを活用した将来予測の高度化により、企業・保険者・自治体に対するコンサルティングの質をさらに高めることが可能と考えております。具体的には、従業員の健康リスクを踏まえた生産性向上への貢献や医療費予測に基づく保険者向け医療費シミュレーションの提供など、健康経営の推進や医療費適正化に向けた戦略的な意思決定についてこれまで以上に高付加価値なサービスを実現することが可能と考えております。

#### エ．新たな商品・サービスの創出

これまで当社が収集・蓄積した大規模診療データベースを活用し、公開買付者の保険事業や公開買付者グループの事業の高度化を実現することで、当社にとって新たな商品・サービスを創出する機会があると考えております。具体的には、公開買付者グループで確立する唯一無二のヘルスデータの分析を行うことで、これまで把握・分析が困難だった層の健康リスク評価や、将来に向けた変化予測・病気の早期発見等が可能になると考えております。それを顧客提供価値として、新たな保険商品設計やサービスの創出に繋げることで、新たなマーケットを創造していくことが可

能になると考えております。

他方で、当社株式の非公開化を行った場合には、資本市場からエクイティ・ファイナンスにより資金調達を行うことができなくなり、また、上場会社として当社が享受してきた社会的な信用力や知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等に影響を及ぼす可能性が考えられます。しかしながら、公開買付者と同一グループとなり、公開買付者が有する社会的信用力や資金調達力等を生かすことで、その影響を最小限のものとすることができると考えております。加えて、当社の社会的な信用力及び知名度の向上による優れた人材の確保及び取引先の拡大等は事業活動を通じて獲得される部分もあること、当社がこれまで培ってきたブランド力や知名度により非公開化が人材確保に与える影響は大きくないと考えられること、当社が公開買付者の完全子会社となることによる重大な影響を及ぼすようなディスシナジーは特段生じないと考えられること、また、SBI ホールディングスとは必要に応じた協力関係を保ちながら事業を展開していますが、同社が株主でなくなることにより関係が終了したとしても事業上の影響は局所的であるなど、非公開化及び公開買付者の完全子会社となることのデメリットは限定的であると考えており、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回ると判断いたしました。

以上より、当社は、本取引が当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。

その上で、当社は、本公開買付価格について、(i) 市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の上限値を上回る金額であること、(ii) 本特別委員会は、赤坂国際会計において株式価値評価に用いられた算定方法等について、赤坂国際会計及び当社から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかったこと、(iii) 本公開買付価格（1,693円）は、当社株式の2025年12月12日の東京証券取引所プライム市場における終値462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値470円に対して260.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値500円に対して238.60%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるところ、かかる金額は、2023年1月1日以降に公表され、2025年11月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人を除く。）の非公開化を目的とした公開買付け事例（MBO、連結子会社又は関連会社の完全子会社化等、二段階公開買付けのうち特定株主からの取得を目的としている事例、公開買付け公表時において同意なき公開買付けとして実施されている事例、対抗的な公開買付けである事例、公表前営業日・過去1ヶ月間の終値単純平均値・過去3ヶ月間の終値単純平均値・過去6ヶ月間の終値単純平均値の全てに対するプレミアムがマイナスとなっている事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道があった事例を除きます。）におけるプレミアムの実例73件（プレミアムの中央値は公表日前営業日対比が43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.76%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.41%、プレミアムの平均値は公表日前営業日対比が56.85%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して55.95%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して57.15%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.48%）と比較して高く、算定価格のレンジの上限をいずれも上回っており、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格水準であること、(iv) 仮に本取引が実行されなかった場合には、

今後、当社が単独では上場維持基準の1つである流通株式時価総額100億円以上の基準を充足することができない可能性があること、(v)本公開買付価格は、本入札プロセスを実施することにより、複数の候補者間における競争原理に晒された中で提案された価格であること、(vi)本公開買付価格は、当社において、下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で決定された価格であり、「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていることから、当社の少数株主への配慮がなされていると認められ、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であることを受け、本公開買付価格は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権買付価格は、設定された業績要件を達成する可能性が極めて低いことや、仮に公開買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないことから、本新株予約権のいずれについても1円とするのものを踏まえ本新株予約権買付価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断いたしました。

なお、当社は、2025年10月14日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月期の通期連結業績予想の下方修正を行っております。当該下方修正は、データ利活用サービスにおいて、2025年12月期第3四半期まで過去最高売上高で推移しているものの、通期業績予想に対して売上が見込める見込先案件数の不足により売上高が当初予想を下回る見通しであること、及び、クラウド型健診システム「アルファ・サルース」において導入設置活動に時間を要し、期初計画から大幅に遅れていることを要因とするものであり、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではありません。

以上より、当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権買付価格が1円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

なお、本新株予約権は、譲渡による取得について当社取締役会の承認を要するものとされておりますが、当社は、2025年12月15日開催の取締役会において、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて、本公開買付けが成立することを条件として包括的に承認することを決議いたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社は、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせしていたとおり、公開買付者からの要請を受け、本日開催の当社取締役会において、本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、本株式併合により、本存続予定株主

以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 株式併合の要旨

### (1) 株式併合の日程

本臨時株主総会基準日公告日	2026年2月2日(月)
本臨時株主総会基準日	2026年2月16日(月)
取締役会決議日	2026年2月27日(金)
本臨時株主総会開催日	2026年3月24日(火)(予定)
整理銘柄指定日	2026年3月24日(火)(予定)
当社株式の最終売買日	2026年4月23日(木)(予定)
当社株式の上場廃止日	2026年4月24日(金)(予定)
本株式併合の効力発生日	2026年4月28日(火)(予定)

### (2) 株式併合の内容

#### ① 併合する株式の種類

普通株式

#### ② 併合比率

当社株式について、7,253,607株を2株に併合いたします。

#### ③ 減少する発行済株式総数

37,856,768株

#### ④ 効力発生前における発行済株式総数

37,856,778株

(注10) 効力発生前における発行済株式総数は、2025年12月31日現在の発行済株式総数(40,027,526株)から、当社が本日開催の当社取締役会においてその消却を決議し、2026年4月27日付で消却される予定の2025年12月31日現在当社が所有する自己株式の数(2,170,748株)を除いた株式数です。

#### ⑤ 効力発生後における発行済株式総数

10株

#### ⑥ 効力発生後における発行可能株式総数

40株

#### ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (a) 会社法第 235 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する同法第 234 条第 2 項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、本存続予定株主以外の株主の皆様様の保有する当社株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数については、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様様に交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化することを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である 1,693 円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様様に交付できるような価格に設定する予定です。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

- (b) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称

公開買付者である日本生命保険相互会社

- (c) 当該者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に係る資金を、自己資金により賄うことを予定しているところ、当社は、預金残高証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また、今後、端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象の発生は見込まれていないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (d) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026 年 5 月中旬を目途に会社法第 235 条第 2 項の準用する同法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる 1 株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026 年 6 月中旬を目途に当社株式を売却し、その後、当

該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2026年8月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

### 3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

#### (1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

##### ① 親会社等がある場合における当該親会社等以外の当社の株主の利益を害さないように留意した事項

本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手續きとして行われるものであるところ、意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けはいわゆるMBO（公開買付け者が当社の役員である公開買付け、又は公開買付け者が当社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付け）又は東京証券取引所の企業行動規範に定める「支配株主との重要な取引等」に該当する公開買付けではありません。もっとも、公開買付け者が本公開買付けを含む本取引を通じて当社を非公開化すること等を企図していることを考慮して、公開買付け者及び当社は、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施いたしました。

##### ② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」の「A) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由」に記載のとおり、端数処理により株主の皆様へに交付することが見込まれる金銭の額は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本公開買付け価格と同額である1,693円を乗じた金額となる予定です。本公開買付け価格（1,693円）につきましては、(i) 市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）による算定結果の上限値を上回る金額であること、(ii) 本特別委員会は、赤坂国際会計において株式価値評価に用いられた算定方法等について、赤坂国際会計及び当社から、評価手法の選択、DCF法による算定の基礎となる本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で検討した結果、一般的な評価実務に照らして不合理な点は認められなかったこと、(iii) 本公開買付け価格（1,693円）は、当社株式の2025年12月12日の東京証券取引所プライム市場における終値

462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値470円に対して260.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値500円に対して238.60%、同日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であるところ、かかる金額は、2023年1月1日以降に公表され、2025年11月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人を除く。）の非公開化を目的とした公開買付け事例（MBO、連結子会社又は関連会社の完全子会社化等、二段階公開買付けのうち特定株主からの取得を目的としている事例、公開買付け公表時において同意なき公開買付けとして実施されている事例、対抗的な公開買付けである事例、公表前営業日・過去1ヶ月間の終値単純平均値・過去3ヶ月間の終値単純平均値・過去6ヶ月間の終値単純平均値の全てに対するプレミアムがマイナスとなっている事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道があった事例を除きます。）におけるプレミアムの実例73件（プレミアムの中央値は公表日前営業日対比が43.61%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して43.77%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して45.76%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して44.41%、プレミアムの平均値は公表日前営業日対比が56.85%、過去1ヶ月間の終値単純平均値に対して55.95%、過去3ヶ月間の終値単純平均値に対して57.15%、過去6ヶ月間の終値単純平均値に対して56.48%）と比較して高く、算定価格のレンジの上限をいずれも上回っており、当社の少数株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格水準であること、(iv) 仮に本取引が実行されなかった場合には、今後、当社が単独では上場維持基準の1つである流通株式時価総額100億円以上の基準を充足することができない可能性があること、(v) 本公開買付け価格は、本入札プロセスを実施することにより、複数の候補者間における競争原理に晒された中で提案された価格であること、(vi) 本公開買付け価格は、当社において、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で決定された価格であり、下記「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていることから、当社の少数株主への配慮がなされていると認められ、本公開買付けの公正性を担保するための措置が採られた上で決定された価格であることを受け、本公開買付け価格は当社の少数株主の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。また、本新株予約権買付け価格は、設定された業績要件を達成する可能性が極めて低いことや、仮に公開買付け者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行使することができないことから、本新株予約権のいずれについても1円とするとのことを踏まえ本新株予約権買付け価格についてもその価格の妥当性が否定される水準ではないと判断いたしました。

また、当社は2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、本日当社取締役会が本臨時株主総会の招集を決議した時点に至るまでに、本公開買付け価格に関する当社の判断の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重要な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象

(a) 吸収分割の実施

当社は、2026年2月5日付で、2025年12月19日付吸収分割契約に基づいて、当社のカルテコ事業に関する権利義務を株式会社カルテ庫（住所：東京都千代田区神田美土代町7番地）に承継させる吸収分割を実施いたしました。

(b) 本公開買付けの実施

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は2025年12月16日から2026年2月3日まで本公開買付けを実施し、その結果、公開買付者は、2026年2月9日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社株式20,082,496株（所有権割合52.34%）を保有するに至りました。

(c) 自己株式の消却

当社は、本日開催の取締役会において、2026年4月27日付けで当社の自己株式2,170,748株（2025年12月31日現在の当社の自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、自己株式の消却及び本株式併合後の発行済株式総数は10株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、当社の株主を本存続予定株主のみとするため、本臨時株主総会において株主の皆様からご承認いただくことを条件として、本株式併合を実施し、その結果、当社株式は2026年3月24日から2026年4月23日まで整理銘柄に指定された後、2026年4月24日をもって東京証券取引所における上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社株式を非公開化することが、当社グループの企業価値の向上に資するものであると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社は2025年12月15日付けで、本特別委員会よ

り本取引が当社の少数株主（一般株主）にとって不利益なものではない旨を内容とする答申書の提出を受けております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本取引の公正性を担保するための措置

本意見表明プレスリリースの時点において、公開買付者は当社株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しないとのことです。また、当社の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本公開買付けを含む本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引にも該当しないとのことです。もっとも、公開買付者が当社のその他の関係会社であり筆頭株主である SBI ホールディングスとの間で（i）SBI ホールディングスが所有する本不応募株式について本公開買付けに応募しないこと、（ii）本公開買付けの成立後に当社の株主を公開買付者及び SBI ホールディングスのみとするために当社が行う本株式併合の実施に必要な当社株主総会に上程される議案に賛成の議決権を行使すること、（iii）本株式併合の効力発生後に当社が実施する本自己株式取得に応じて本不応募株式を売却すること等を内容に含む本不応募契約を締結する予定であるため、SBI ホールディングスと当社の少数株主の利害が必ずしも一致しない可能性があったこと、本公開買付けは当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引の一環として実施されること等を考慮し、公開買付者及び当社は、本公開買付価格の公正性を担保しつつ、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本取引の公正性及び透明性を担保するため、以下の措置を講じているとのことです。

なお、公開買付者としては、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けにおける買付予定数の下限が高くなり、本公開買付けの成立を不安定にし、応募する当社の少数株主の皆様の利益に資さない可能性が認められることを踏まえ、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（majority of minority）の買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者及び当社において以下の措置を講じていることから、当社の少数株主の皆様の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

① 入札手続の実施

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、2025年4月23日に、A社から当社との組織再編取引をすることに関心を示した提案書を受領したことを受け、企業買収行動指針に則り慎重に検討を行い、同年6月6日以降、複数の候補者を対象とする本第一次入札プロセス及び本第二次入札プロセスの二段階で構成される入札手続を実施し、公開買付者を含む事業会社の計2社を最終入札の候補として選定の上、当社に対するデュー・ディリジェンス等の機会を与え、同年11月21日までに、公開買付者及び事業会社の2社から、最終意向表明書を受領しました。

当社は、最終意向表明書の内容について当社の企業価値向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行った結果、公開買付者から提示された本公開買付価格及び株式価値評価額が本第二次入札プロセスに参加した他の事業会社から提示された公開買付価格及び株式価値評価額を上回るものであり、当社の株主利益の確保に繋がると評価できたこと等を含めて総合的に判

断し、公開買付者を最終候補者として選定し、公開買付者と優先的に協議を行い、公開買付者との間での速やかな本取引の公表を目指すことが当社の企業価値の向上及び株主利益の確保に資すると考えたことから、当社は公開買付者に対し、11月21日、本取引の公表時期として当社が想定していたスケジュールを踏まえ2026年1月21日までを独占協議期間とする独占協議権を付与いたしました。

② 公開買付者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a) 算定の基礎

(i) 普通株式

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関として、公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社株式の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法、及び将来の事業活動を評価に反映するために「DCF法」の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行い、公開買付者はSMB C日興証券から2025年12月12日付で公開買付者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者は、公開買付者及び当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券から、本公開買付価格の妥当性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

SMB C日興証券による当社株式の1株あたり株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 470円～500円
DCF法	: 1,090円～1,575円

市場株価法では、算定基準日を2025年12月12日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の算定基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値470円、過去3ヶ月間の終値の単純平均値500円及び過去6ヶ月間の終値の単純平均値495円を基に、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を470円から500円までと算定しているとのことです。

DCF法では、当社から提供された2025年12月期から2031年12月期までの事業計画を基礎とし、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を前提として公開買付者が調整を行った当社の将来の財務予測に、2025年12月期第2四半期以降に当社が将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより当社の企業価値や株式価値を評価し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を1,090円から1,575円までと算定しているとのこ

とです。なお、DCF法において前提とした当社の将来の財務予測においては、本取引により当社側で想定されるシナジー効果が含まれており、公開買付者とのシナジーが発現する2027年12月期以降において、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが対前年度比較において大幅に増加していくことを見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により公開買付者においても保険事業の高度化や株式会社ニチイホールディングスの顧客先病院数の増加をはじめ多くのシナジー効果が期待されますが、それらは算定基準日時点において具体的かつ定量的に見積もることが困難であるため、SMB C日興証券による公開買付者株式価値算定書における算定結果には反映していないとのことです。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本取引の実行により当社又は公開買付者において発現が期待されるシナジー効果、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2025年12月15日に本公開買付価格を1,693円とすることを決定したとのことです。

本公開買付価格1,693円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年12月12日の当社株式の東京証券取引所プライム市場における終値462円に対して266.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値470円に対して260.21%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値500円に対して238.60%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値495円に対して242.02%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

## (ii) 本新株予約権

本新株予約権については、下記の権利行使の各条件（※）を達成した期の事業年度末までの期間において、原則として当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要することとされていることから、公開買付者が本新株予約権を取得しても権利行使することができないと考えられるため、公開買付者は本新株予約権買付価格を1円としたとのことです。

### ※権利行使の条件

第4回新株予約権については2024年12月期から2026年12月期のいずれかの事業年度、第5回新株予約権については2025年12月期又は2026年12月期のいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上高（連結損益計算書を作成している場合には連結売上高）が、下記に定めるいずれかの水準を満たした場合にのみ、それぞれに定められている割合（以下「行使可能割合」といいます。）を上限として、本新株予約権を行使することができます。

①売上高が10,000百万円を超過した場合：行使可能割合80%

②売上高が12,000百万円を超過した場合：行使可能割合100%

なお、上記の理由により本新株予約権買付価格を1円と設定していることから、公開買付者は、本新株予約権買付価格を決定するにあたり、第三者算定機関の算定書や意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(b) 算定の経緯

上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」をご参照ください。

(i) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関であるSMB C日興証券から提出された公開買付者本株式価値算定書を参考にしたとのことです。なお、SMB C日興証券は公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付者は、上記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の措置を実施しており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、SMB C日興証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

(ii) 当該意見の概要

SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 470 円～500 円
DCF法	: 1,090 円～1,575 円

(iii) 当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した公開買付者株式価値算定書の算定結果に加え、本取引の実行により当社側又は公開買付者側で発現が期待されるシナジー効果、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2025年12月15日に、本公開買付価格を1,693円とすることを決定したとのことです。

③ 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

(a) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、下記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載する諮問事項を検討するにあたり、公開買付者から提示された本公開買付価格に対する意思決定の公正性を担保するために、当社グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025年12月12日付で本株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンの提出を受けております。なお、本公開買付けの対象には本新株予約権も含まれますが、設定された業績要件を達成する可能性が極めて低いことや、仮に公開

買付者が本公開買付けにより本新株予約権を取得したとしてもこれらを行行使することができないことから、本新株予約権買付価格が1円と決定されており、当社は第三者算定機関から算定書及び本新株予約権買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。赤坂国際会計は、当社グループ、公開買付者及びSBIホールディングスのいずれの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、本取引に係る赤坂国際会計の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。また、本特別委員会は、2025年7月14日開催の本特別委員会において、赤坂国際会計の専門性及び独立性に問題がないことから、当社の第三者算定機関として承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しております。

(b) 算定の概要

赤坂国際会計は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式が東京証券取引所プライム市場に上場していることから市場株価法を、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、当社の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、当社株式の株式価値の算定を行っています。

赤坂国際会計によれば、上記の各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価法	462円～500円
類似会社比較法	340円～742円
DCF法	1,006円～1,437円

市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る当社取締役会決議日の前営業日である2025年12月12日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における当社株式の基準日終値462円、過去1ヶ月間の終値単純平均値470円、過去3ヶ月間の終値単純平均値500円及び過去6ヶ月間の終値単純平均値495円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を462円から500円までと算定しています。

次に、類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む類似上場会社としてエムスリー株式会社、株式会社エス・エム・エス、株式会社JMDC、株式会社エムティーアイ、ジェイフロンティア株式会社、株式会社ケアネット、株式会社GENOVA、株式会社メディカルネット、株式会社マース及び株式会社Welbyを選定した上で、事業価値に対するEBITDAの倍率を用いて当社株式の株式価値を算定し、当社株式1株当たりの株式価値の範囲を、340円から742円までと算定しています。

DCF法では、当社が作成した2026年12月期から2030年12月期までの5期分の事業計画における財務予測や、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2025年12月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を

1,006 円から 1,437 円までと算定しています。割引率は加重平均資本コストとし、8.18%～9.50%を採用しております。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法を採用し、永久成長率は▲1.0%～1.0%として、当社株式の1株当たりの株式価値を算定しています。

赤坂国際会計がDCF法で算定の前提とした当社の財務予測の具体的な数値は以下のとおりであり、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年12月期においては、カルテコ事業の切り離しやEBM事業においては主にDPC、健保・保険者向けの年間契約の増加やAct事業においてはMDV Actの診療分析パックや地域連携分析ツール、MDV Act Linkの導入による売上高の増加による利益率の改善に伴い、営業利益、EBITDA、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、2027年12月期から2029年12月期においては、EBM事業においてはAIサービス×コンサルティングの新規の売上高を見込むことやAct事業においては2027年以降導入を計画しているMDV Act Link（AIサービス）の売上高への貢献による売上高の増加による利益率の改善に伴い、営業利益、EBITDA、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおります。また、本取引の実施により実現することが期待されるシナジー効果については、算定基準日時点において収益に対する影響を具体的に見積もることが困難であるため、事業計画には加味されておりません。なお、本特別委員会は、当社から事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等について合理性を確認し、承認しております。

(単位：百万円)

	2025年12月期	2026年12月期	2027年12月期
売上高	6,727	8,280	9,621
営業利益	275	1,417	2,240
EBITDA	387	1,502	2,295
フリー・キャッシュ・フロー	138	780	1,280

(単位：百万円)

	2028年12月期	2029年12月期	2030年12月期
売上高	11,885	13,864	15,884
営業利益	3,842	5,202	6,601
EBITDA	3,872	5,230	6,628
フリー・キャッシュ・フロー	2,148	3,141	4,089

### (c) フェアネス・オピニオンの概要

当社は、2025年12月12日、赤坂国際会計から、本公開買付価格である1株当たり1,693円は当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得しております。本フェアネス・オピニオンは、当社が作成した本事業計画に基づく株式価値算定の結果等に照らして、本公開買付価格である1株当たり1,693円が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものであることを意見表明するものです。なお、本フェアネス・オピニオンは、赤坂国際会計が、当社から、当社の事業の現状、本事業計画等の開示

を受けるとともに、それらに関する説明を受けた上で実施した当社の株式価値算定の結果に加えて、本公開買付けの概要、背景及び目的に係る当社との質疑応答、赤坂国際会計が必要と認めた範囲内での当社の事業環境、経済、市場及び金融情勢等についての検討等を経て発行されております（注11）。

（注11） 赤坂国際会計は、本フェアネス・オピニオンを作成するにあたって当社から提供を受けた基礎資料及び一般に公開されている資料、並びに当社から聴取した情報が正確かつ完全であることを前提としており、また、その正確性、完全性について、独自の調査、検証を実施しておらず、その義務を負うものではないため、これらの資料の不備や重要事実の不開示に起因する責任を負いません。赤坂国際会計は、本フェアネス・オピニオンの基礎資料として用いた本事業計画その他の資料が、当該資料の作成時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、その実現可能性を保証するものではなく、これらの作成の前提となった分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提条件については、何ら見解を表明するものではありません。赤坂国際会計は、法律、会計又は税務の専門機関ではないため、本公開買付けに関する法律、会計又は税務上の問題に関して何らかの見解を述べるものでもなければ、その義務を負うものでもありません。

赤坂国際会計は、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、当社及びその関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）に関して独自の評価又は鑑定を行っておらず、これらに関していかなる評価書や鑑定書の提出も受けていないため、当社及びその関係会社の支払能力についての評価も行っておりません。本フェアネス・オピニオンは、本特別委員会が当社から委嘱を受けた事項に対する答申を行うに際しての検討に供する目的で、本公開買付け価格の公正性に関する意見を財務的見地から表明したものであるため、本公開買付けの代替的な選択肢となり得る取引との優劣、本公開買付けの実施によりもたらされる便益、及び本公開買付け実行の是非について、何らの意見を述べるものではありません。本フェアネス・オピニオンは、当社の発行する有価証券の保有者、債権者、その他の関係者に対し、いかなる意見も述べるものではないため、赤坂国際会計は本フェアネス・オピニオンに依拠した株主及び第三者の皆様に対して何らの責任も負いません。赤坂国際会計は、当社への投資等を勧誘するものではなく、その権限も有していないため、本フェアネス・オピニオンは株主の皆様に対して本公開買付けに関する応募その他のいかなる行動も推奨するものではありません。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付け価格が、当社の一般株主にとって財務的見地から公正か否かについて、本フェアネス・オピニオンの提出日現在の金融及び資本市場、経済状況並びにその他の情勢を前提に、また、同日までに赤坂国際会計に供され又は赤坂国際会計が入手した情報に基づいて、同日時点における意見を述べたものであり、今後の状況の変化によりこれらの前提が変化しても、赤坂国際会計はその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。本フェアネス・オピニオンは、本フェアネス・オピニオンに明示的に記載された事項以外、又は本フェアネス・オピニオンの提出日以降に関して、何らの意見を推論させ、示唆するものではありません。

④ 当社における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

当社は、当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社グループ、公開

買付者を含む本第二次候補者及び SBI ホールディングスのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任し、本公開買付け及びその後の一連の手續に対する当社取締役会の意思決定方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けております。なお、熊谷・田中・津田は、当社グループ、公開買付者及び SBI ホールディングスのいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、熊谷・田中・津田の報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(a) 設置等の経緯

当社は、当社において本取引の是非につき審議及び決議するに先立ち、本取引に係る当社取締役会の意思決定に慎重を期し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保することを目的として、2025年7月14日開催の当社取締役会決議により、当社の独立社外取締役である中村隆夫氏（当社社外取締役、和田倉門法律事務所パートナー弁護士、株式会社松屋社外取締役（監査等委員）、株式会社 Lightblue 社外取締役）及び香月壯一氏（当社社外取締役、株式会社コルポート社外取締役）、並びに当社の独立社外監査役である高木政秋氏（当社常勤社外監査役、公認会計士）の3名によって構成される、当社グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及び SBI ホールディングスのいずれからも独立した本特別委員会を設置いたしました。なお、当社は、本特別委員会の委員として設置当初からこの3名を選定しており、中村隆夫氏を委員長とし、本特別委員会の委員を変更した事実はなく、また、当社は、本特別委員会の委員への選定に際して、中村隆夫氏、香月壯一氏及び高木政秋氏が、当社グループ、公開買付者及び SBI ホールディングスのいずれとの間でも重要な利害関係を有していないことを確認しております。なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず固定額の報酬を支払うものとされており、当該報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

その上で、当社は、本特別委員会に対し、(a) 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値向上に資するものであるかを含む。）、(b) 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価が妥当であるかを含む。）、(c) 本取引に至る交渉過程等の手續（候補者の選定プロセスを含む。）の公正性、及び (d) 本取引を行うことが当社の一般株主（東京証券取引所有価証券上場規程第441条の2における「少数株主」と同義です。）にとって不利益ではないかについて諮問し、これらの事項についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。その後、当社は、2025年12月8日開催の当社取締役会決議により、本特別委員会に対し、上記 (a) 乃至 (d) に加え、(e) 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非について諮問いたしました（(a) 乃至 (e) の諮問事項を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会に対しては、①候補者の選定プロセス及び候補者との交渉について、事前の方針などの報告を受け、合理性、妥当性、公正性の観点から検討した上で、必要に応じて指示・要請を行う権限（なお、この場合、当社及びアドバイザーは、本特

別委員会からの意見、指示及び要請を最大限尊重することとされています。)、②本特別委員会が必要と判断した場合、本特別委員会が候補者と直接に協議・交渉を行うことができる権限、③取締役、従業員その他の必要と認める者に本特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めることができる権限、並びに④当社の負担において、本特別委員会のアドバイザーを選任する権限(なお、本特別委員会は、当社のアドバイザーが高い専門性を有しており、独立性にも問題がないなど、本特別委員会として当社のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、当社のアドバイザーに対して専門的助言を求めることができるとされています。)を付与することを決議しております。また、本特別委員会への諮問にあたり、当社取締役会は、当社取締役会において本取引に係る決定を行うに際しては、本特別委員会の意見を最大限尊重し、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、本取引を行う又は本取引に賛同する旨の意思決定を行わないことを決議しております。

#### (b) 検討の経緯

本特別委員会は、2025年7月14日から2025年12月12日までの間に合計10回にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行い、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、本特別委員会は、当社から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関する説明を受け、質疑応答を行い、また、公開買付者から、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行いました。加えて、本特別委員会は、交渉担当者から適時に状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与することができることを確認しております。さらに、赤坂国際会計から当社株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受けております。その後、本特別委員会は、当社から、公開買付者と当社との間における本取引に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、本特別委員会において協議し、本公開買付価格につき、上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり交渉が行われ、公開買付者との間で本公開買付価格について1,693円という最終的な合意に至るまで、公開買付者に対して本公開買付価格の増額を要請すべき旨を当社に意見する等して、公開買付者との交渉過程に関与いたしました。さらに、西村あさひから特別委員会の意義・役割等を含む本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る当社取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置及び本取引に関する説明を受け、それぞれ、質疑応答が行われるとともに、当社及びSBI証券からは本取引の諸条件の交渉経緯及び決定過程等に関する説明を受け、質疑応答が行われ、当該算定結果の合理性について検討いたしました。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるSBI証券、第三者算定機関である赤坂国際会計、当社のリーガル・アドバイザーである熊谷・田中・津田及び本特別委員会のリーガル・アドバイザーである西村あさひについて、それぞれの独立性、専門性及び実績等を確認した上でこれらの選任を承認しております。

本特別委員会は、このように本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2025年12月15日付で、当社取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出い

たしました。

(c) 判断内容

(i) 答申内容

- ア. 本取引は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる。
- イ. 本取引の条件は、実施方法及び対価を含め、妥当であると考えられる。
- ウ. 本取引に至る交渉過程等の手続は、候補者の選定プロセスを含め、公正であると考えられる。
- エ. 本取引を行うことは、当社の一般株主にとって不利益ではないと考えられる。
- オ. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。また、本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の判断に委ねることも、妥当であると考えられる。

(ii) 答申理由

- ア. 本取引の目的の合理性（本取引が当社の企業価値の向上に資するかを含む。）

当社グループは、本中期経営計画について、単独での実現に向けて営業努力を継続することができると考えているものの、当社グループの各事業は、景気動向、金利動向、診療報酬の動向、医療保険制度変更の動向等の影響を受けやすいため、景気の悪化、診療報酬のマイナスとなるような改定等、医療保険制度の変更等により市場が順調に拡大しない可能性等、諸情勢に変化があった場合には、データネットワークサービス及びデータ利活用サービスの年間契約数の減少や1契約当たりの契約金額の減少等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があり、これらの各リスク要因によっては、本中期経営計画の実現が困難となる可能性もあり、また、当社は、2024年12月31日時点において、東京証券取引所プライム市場における上場維持基準である流通株式時価総額100億円以上の基準を充足しておらず、当社にとって、流通株式時価総額の増加による上場維持基準の充足が、喫緊の経営課題となっている。当社は、事業推移自体は順調であると見込んでいたものの、収益化に時間を要するBtoC向けのカルテコ事業への集中投資を行いつつ、既存のBtoB向けのデータネットワークサービス及びデータ利活用サービスの成長を両立させるのは困難な中で、当該各リスク要因の低減を図り、又は、流通株式時価総額の課題の解消を図るべく、他社との連携を行い、外部資源を活用しようとするに至った。そこで、当社では、当社を取り巻く事業環境を踏まえて当社グループが成長を果たしていくための方策に関する様々な検討を行い、BtoBを中心とした事業ポートフォリオへの見直しを行うとともに、譲渡対象事業を当社の代表取締役社長である岩崎氏に売却することで、事業の選択と集中を進めることが当社グループにとって必須であると考えられるに至った。

以上を踏まえ、本取引の目的は、当社グループが成長を果たしていくための方策として、事業の選択と集中を進めることにあると考えられる。当社を取り巻く事業環境を踏

まえると、事業の選択と集中の推進を実行することは、当社の企業価値の向上に資するものと考えられ、また、公開買付者及び当社が想定する事業の選択と集中を実現するためには、非公開化が必要であるという公開買付者及び当社の説明にも不合理と認められるところはない。そして、公開買付者及び当社が想定する本取引のシナジーは、いずれも実現可能性を疑わせる不合理な点はなく、本取引における目的の実現及び当社の企業価値の向上に資すると考えられる。また、非公開化のデメリットは限定的であり、当社株式の非公開化のメリットは、そのデメリットを上回るとの説明にも特段不合理な点は認められない。さらに、公開買付者が想定する本取引後の経営方針についても不合理な点は認められない。

以上の検討結果を踏まえると、本取引は、当社の企業価値向上に資するものと認められ、本取引の目的は合理的であると考えられる。

#### イ. 本取引の取引条件の妥当性（本取引の実施方法や対価が妥当であるかを含む。）

本入札プロセスは、当社及び本特別委員会が当社の企業価値向上の観点から慎重な検討及び協議を行った上で進められたものである。本取引の取引条件は、本入札プロセスの結果として合意されたものであり、本特別委員会は、各本入札プロセスにおける候補者の選定等の重要な局面において、当社並びに SBI 証券及び熊谷・田中・津田より、各候補者から提出された意向表明書の内容や、各候補者との交渉の経緯及び内容等について、適時に報告を受け、その方針等について審議・検討を行い、当社に対して意見を述べた。また、本特別委員会は、当社及び赤坂国際会計から、本事業計画の作成方法・作成過程及び内容、割引率の算定根拠等について説明を受け、質疑応答を行い、本事業計画が過度に保守的なものではなく、公開買付者を含む本第二次候補者及び SBI ホールディングスのいずれからも独立した本プロジェクトチームによって作成されており、岩崎氏及び SBI 証券は本事業計画の作成に一切関与していない等、策定に至る経緯・過程を踏まえ、その内容に不合理な点は認められないことを確認するとともに、赤坂国際会計から、当社株式の価値算定の内容及び算定手法等について説明を受け、質疑応答を行った。さらに、本特別委員会は、公開買付者が最終候補者に選定された以降においても、西村あさひ並びに SBI 証券及び赤坂国際会計からの助言を踏まえ、公開買付者に対し、公開買付価格の引上げ余地の有無について確認を行っている。すなわち、独占協議権を付与した後、当社は、本特別委員会から公開買付者に対して、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等や更なる公開買付価格の引上げの余地がないか確認を行う質問状を送ることとし、当社は公開買付者から受領した回答により、本取引の目的及び背景、本取引実行後の経営方針等について確認するとともに、本公開買付価格の引上げの余地がないことについて確認している。

本株式価値算定書（赤坂国際会計）によれば、当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりであり、本公開買付価格は、いずれの算定手法においても算定結果の上限を上回っている。また、当社は、赤坂国際会計から、本公開買付価格である 1 株当たり 1,693 円は当社の一般株主にとって財務的見地から公正なものである旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。

市場株価法：	462 円～500 円
類似会社比較法：	340 円～742 円
D C F 法：	1,006 円～1,437 円

本公開買付価格は、2025 年 12 月 12 日の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値 462 円に対して 266.45%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 470 円に対して 260.21%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 500 円に対して 238.60%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 495 円に対して 242.02%のプレミアムが加算されたものであり、2023 年 1 月 1 日以降に公表され、2025 年 11 月末時点で成立済みの国内上場会社（投資法人を除く。）の非公開化を目的とした公開買付け事例（MBO、連結子会社又は関連会社の完全子会社化等、二段階公開買付けのうち特定株主からの取得を目的としている事例、公開買付け公表時において同意なき公開買付けとして実施されている事例、対抗的な公開買付けである事例、公表前営業日・過去 1 ヶ月間の終値単純平均値・過去 3 ヶ月間の終値単純平均値・過去 6 ヶ月間の終値単純平均値の全てに対するプレミアムがマイナスとなっている事例、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道があった事例を除く。）におけるプレミアムの事例 73 件（プレミアムの中央値は公表日前営業日対比が 43.61%、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 43.77%、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 45.76%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 44.41%、プレミアムの平均値は公表日前営業日対比が 56.85%、過去 1 ヶ月間の終値単純平均値に対して 55.95%、過去 3 ヶ月間の終値単純平均値に対して 57.15%、過去 6 ヶ月間の終値単純平均値に対して 56.48%）と比較して、十分なプレミアムが付されていると認められる。

なお、本新株予約権については、公開買付者が本新株予約権を取得しても権利行使することができないと考えられ、かつ、現状の売上高に照らして行使条件を充足することは現実的に困難であることを踏まえると、本新株予約権買付価格を 1 円とすることは不合理なものではないと考えられる。

本スクイズアウト手続に係る方法は、本取引のような非公開化取引において一般的に採用されている方法であり、本取引の方法として妥当であると考えられる。また、本スクイズアウト手続の条件は、本公開買付価格と同一の価格を基準として算定・決定される予定であるところ、本スクイズアウト手続は、本公開買付けに続く手続として予定されているものであり、時間的に近接した両手続において交付される対価が同一のものとなるようにすることは合理的であると考えられる。また、本取引においては、本スクイズアウト手続の実行後に当社による本自己株式取得の実施が予定されており、本自己株式取得価格は、本株式併合前の当社株式 1 株当たり 1,189 円とされている。公開買付者によれば、かかる本自己株式取得価格は、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用される法人である SBI ホールディングスが、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額として計算される金額が、仮に SBI ホールディングスが本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額として計算される金額と同額となるよう設定しているとのことであり、かかる本公開買付けと本自己株式取得を組み合わせたスキームを採用することで、SBI ホールディングスが本公開買付けにより当社株式を売却する場合と比較して一般株主が応募する本公開買付けの公開買付価格を高額に設定することができる

ともに、SBI ホールディングスが享受する税務メリットを一般株主に対して公平に分配していると評価することもできる。

当社は、2025年10月14日付「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月期の通期連結業績予想の下方修正を行っているものの、当該下方修正は合理的に見積もった数値を基礎として適時開示基準に該当したために開示に至ったものと認められ、当社が意図的に当社株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したのではないと認められる。

本後続取引における譲渡対象事業の範囲及び譲渡価額を含む取引条件等に不合理な点は認められず、また、赤坂国際会計からの株式価値に関する助言を取得するなど取引の公正性を担保する措置も適切に講じられていることが認められたため、本特別委員会としては、本後続取引によって、本取引の取引条件の妥当性に影響を及ぼすものでないと考ええる。

以上の検討結果を踏まえると、本取引の条件は、実施方法及び対価を含め、妥当であると考えられる。

#### ウ. 本取引に至る交渉過程等の手続（候補者の選定プロセスを含む。）の公正性

本取引では、以下の各種の公正性担保措置が履践されていること等からすると、本取引に至る交渉過程等の手続は、候補者の選定プロセスを含め、公正であると考えられる。

具体的には、(a)本特別委員会は、2025年7月14日に設置され、本入札プロセスにおける候補者の初期的な取引条件提示や各本入札プロセスを通過させる候補者の選定等の段階から本特別委員会が本取引への関与を開始しており、本取引の取引条件の形成過程の初期段階から関与していたこと、(b)本特別委員会の委員は、それぞれ独立性を有することが確認されており、専門性・属性にも十分配慮して選定されたものであること、(c)本特別委員会は、上記「(ii) 検討の経緯」のとおり本入札プロセスに実質的に関与しており、本特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に関与してきたこと、(d)本特別委員会は、本取引に関する検討過程において適時にアドバイザーの専門的な助言・意見等を取得し、本取引の是非、本公開買付価格をはじめとする本取引の取引条件の妥当性、本取引の手続の公正性等について慎重に検討及び協議を行う体制が確保されていたこと、(e)本特別委員会は非公開情報も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行っていたこと、(f)本特別委員会の委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定額の報酬を支払うこととしており、特別委員が時間的・労力的なコミットメントを行いやすく、かつ、本取引の成否から独立した立場から判断を行うための環境が整えられていたこと、(g)本取引については取締役会が本特別委員会の意見を最大限尊重して意思決定を行うことができる体制が確保されていたこと、(h)当社取締役7名（岩崎氏、浅見修二氏、柳澤卓二氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）のうち、岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点から、2025年8月4日開催の当社取締役会決議により、以後の当社取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加し

ないことが確認され、同日以後の当社取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加しておらず、また、本プロジェクトチームを設置し、熊谷・田中・津田から受けた助言を踏まえ、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む本第二次候補者又は SBI ホールディングスと利害関係を有する者について、当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、当社と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続していることから、本取引の検討に際しては、特別委員会の実効性を高める工夫に関する M&A 指針の指摘事項に配慮した上で、独立性を有する特別委員会が設置されており、これが有効に機能していることが認められる。なお、SBI 証券は、SBI ホールディングスの完全子会社であることから、SBI 証券を起用することには利益相反のおそれがあると考えられるものの、①SBI 証券から当社に対して、(a) SBI 証券は当社のみアドバイザーとして関与すること、(b) SBI ホールディングスは独自に公開買付者と本不応募契約に関する交渉を行い、SBI 証券はこれに関与しないこと、(c) SBI 証券と SBI ホールディングスの間で情報遮断等の処置を講じること等により、利益相反関係を適切に管理することが可能であると考えられることに加え、(d) SBI 証券は、株式価値算定については、手続の公正性を担保する観点から、自ら株式価値算定業務を行うのではなく、別途選任された第三者算定機関による株式価値算定結果を踏まえた当社への助言等のサポートにとどめること等、利益相反関係を排除又は遮断する措置が十分に講じられている旨が説明され、②また、熊谷・田中・津田から、かかる独立性や利益相反の点に関し、上記の措置を講じることが義務付けられることを前提とすれば、当社における意思決定過程の公正性に直ちに問題が生じるものとはいえないとの法的助言を受けたことを踏まえ、当社として、SBI 証券の独立性について問題がないと判断したとのことであり、当該判断に不合理な点があるとは認められない。なお、SBI 証券から受けた説明によれば、上記(c)に関して、具体的には、SBI 証券と SBI ホールディングスは、SBI 証券のファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署とその他の部署及び SBI ホールディングスとの間で本取引に関する一切の情報共有を遮断する処置を講じているとのことである。

また、本特別委員会は、西村あさひを独自のリーガル・アドバイザーとして選任し、西村あさひから、本取引の検討の初期段階より、本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る本特別委員会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けるとともに、当社は、当社グループ、本第二次候補者及び SBI ホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして熊谷・田中・津田を選任していること、並びに、当社グループ、本第二次候補者及び SBI ホールディングスのいずれからも独立した第三者算定機関である赤坂国際会計を選任し、赤坂国際会計に当社株式の株式価値の算定を依頼し、本株式価値算定書（赤坂国際会計）及び本フェアネス・オピニオンを取得しており、これに基づき判断を行っているとともに、当社は、公開買付者との間の価格交渉等においては、適時に赤坂国際会計の助言及び補助を得ていることが認められる。さらに、本入札プロセスは、当社及び本特別委員会が当社の企業価値向上の観点から慎重な検討及び協議を行った上で進められており、そのような慎重な検討及び協議の結果、公開買付者が本入札プロセスを通過しており、当社及び本特別委員会による本入札

プロセスにおける検討及び協議、並びに本入札プロセスの通過手続等に不合理な点は認められず、また、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」という。）が、法令に定められた最短期間である 20 営業日を超える 30 営業日に設定されている。さらに、公開買付者及び当社は、当社が当社株式について公開買付者以外の者と接触することを制限するような合意は行っておらず、これらにより間接的なマーケット・チェックが実施されるものと評価できる。本公開買付けにおいては、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件は設定されない予定であるものの、通常为非公開化案件における下限の設定が公開買付者の議決権比率 3 分の 2 をちょうど上回る最低限の水準で設定されるところ、本公開買付けにおいては、本不応募株式 14,507,214 株（所有割合：37.81%）と合わせた下限は 26,182,014 株（所有割合：68.24%）相当となっており当社の少数株主の利益には相当程度配慮がなされていると評価できること、また、本公開買付けにおいては、適切な公正性担保措置が実施されており、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えられることからすると、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件が設定されていないことのみをもって、必要な公正性担保措置が講じられていないと評価されるものではない。本取引においては、一般株主に対する強圧性を生じさせないような配慮がなされている。

エ. 本取引を行うことが当社の一般株主にとって不利益ではないか

上記のとおり、本取引の目的は合理的であると考えられ、本取引の取引条件は妥当であると考えられ、また、本取引に至る交渉過程等の手続は公正であると考えられることからすると、本取引は、当社の一般株主にとって不利益なものではないと考えられる。

オ. 当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

上記の検討を踏まえると、当社取締役会が本公開買付けに対して賛同意見を表明すること、及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは妥当であると考えられる。

また、本新株予約権者に対して、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の判断に委ねることも、妥当であると考えられる。

⑥ 本特別委員会における独立したリーガル・アドバイザーからの助言

本特別委員会は、上記「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及び SBI ホールディングスのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひを選任し、西村あさひから本取引の手続面における公正性を担保するための措置、並びに本取引に係る本特別委員会の意思決定の方法及び過程等に関する法的助言を受けております。なお、西村あさひは、当社グループ、公開買付者及び SBI ホールディングスのいずれの関連当事者にも該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、西村あさひの報酬は、時間単位の報酬のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用しておりません。

⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書（赤坂国際会計）及び熊谷・田中・津田から受けた法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引について、当社の企業価値の向上、一般株主の皆様の利益保護を含む本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本公開買付けの実施も含めた本取引が、上記に記載したシナジーの発現を通じて、当社の企業価値向上に資するものであるとともに、本公開買付け価格は妥当性を有し、当社の一般株主の皆様に対して合理的な株式の売却機会を提供するものであると判断し、2025年12月15日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

上記の取締役会においては、当社取締役7名（岩崎氏、浅見氏、柳澤氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）のうち、岩崎氏を除く当社取締役6名（浅見氏、柳澤氏、中村正樹氏、香月壯一氏、中村隆夫氏及び加藤祐子氏）において審議の上、その全員一致で本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記の取締役会に参加した取締役6名において、公開買付者及びSBIホールディングスと兼職関係にある等、特別な利害関係を有する役員は存在しておりません。また、当社取締役のうち岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点から、2025年8月4日開催の当社取締役会決議により、以後の当社取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加しないことが確認され、同日以後の当社取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加しておりません。また、上記の当社取締役会においては、当社の監査役3名（いずれも社外監査役）全員が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

⑧ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、上記「I. 株式併合について」の「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社グループ、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスのいずれからも独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を当社内に構築いたしました。

具体的には、当社は、2025年5月30日に本取引の実施に向けた検討・協議の開始を受けて、公開買付者との協議及び交渉を行う本プロジェクトチームを設置し、熊谷・田中・津田から受けた助言を踏まえ、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、公開買付者を含む本第二次候補者及びSBIホールディングスと利害関係を有する者について、当社株式の価値評価の基礎となる本事業計画の作成過程や、当社と公開買付者との間の本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件に関する交渉過程に関与させないこととしており、かかる取扱いを継続しております。

なお、上記「⑦ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」のとおり、岩崎氏は、本取引及び本事業計画の前提として実施される本後続取引の当事者であり利害関係人に該当する可能性があることから、利益相反の疑いを回避する観点より、2025年8月4日開催の当社取締役会決議により、以後の当社取締役会における本取引の検討に関する全ての議案の審議に参加せず、また、当社の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者を含む本第二次候補者との協議・交渉にも参加しないことが確認され、かかる取扱いを継続しております。

⑨ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように本公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません（当社が公開買付者に対して付与した独占協議権は本公開買付けの公表をもって失効しています。）。このように、上記の本公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

#### 4. 今後の見通し

本株式併合の実施に伴い、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、当社株式は、上場廃止となる見込みです。

#### 5. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

本株式併合は、支配株主との取引等に該当します。当社は、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は定めておりませんが、支配株主との取引を行う際には、主に取引されている市場等の客観的な情報をもとに、一般的取引条件と同様な合理的な決定をし、少数株主に不利益を与えることのないように適切な対応を行うことを方針としております。

本株式併合を行うに際しても、本取引の公正性を担保するため、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保する

ための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、上記方針に適合しているものと判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 本取引が少数株主にとって不利益ではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2025年12月15日付で、本特別委員会より、本取引を行うことは当社の一般株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

## 第2 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止の日程

2026年4月28日（予定）

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

## 第3 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

- ① 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は40株に減少することとなります。かかる点を明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合に係る議案が原案どおりに承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式数は10株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元

株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）と定款第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除するものであります。

- ③ 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び本不応募合意株主のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、当社定款第12条（定時株主総会の基準日）及び第17条（電子提供措置等）の全文を削除するものであります。
- ④ 上記のほか条数の繰上げその他所要の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりでございます。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1条 （条文省略） 第5条	第1条 （現行のとおり） 第5条
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>119,673,600</u> 株とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>40</u> 株とする。
<u>（単元株式数）</u> 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。	（削除）
<u>（単元未満株式についての権利）</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>	（削除）
第 <u>9</u> 条 （条文省略） 第 <u>11</u> 条	第 <u>7</u> 条 （現行のとおり） 第 <u>9</u> 条

<p>(<u>定時株主総会の基準日</u>)</p> <p><u>第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 13 条            〈 (条文省略) 〉        第 16 条</p>	<p>第 10 条            〈 (現行のとおり) 〉        第 13 条</p>
<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 18 条            〈 (条文省略) 〉        第 44 条</p>	<p>第 14 条            〈 (現行のとおり) 〉        第 40 条</p>

3. 定款変更の日程

2026 年 4 月 28 日 (予定)

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以上